

# 以心草紙

## ● 従事者の衛生マニュアルと衛生慣行 ①

古跡 幹人  
(2021年8月)

食品等を取り扱う従事者は、本人自身が健康で衛生的でなければならない。消費者が、食品等を介して怪我をする、あるいは、疾病や伝染病に罹患することは決してあってはならない。

今回は、そのために実施しなければならない従事者の衛生マニュアルと衛生慣行について記す。

尚、「従事者の衛生」ではあるが、この衛生マニュアル及び慣行を可能にするためには、トップマネジメントの資源提供が必要となることは言うまでもない。

従事者の衛生については、一般衛生同様、食品衛生法、食品衛生法に基づく規格基準などの法令、規制要求事項等を遵守し、顧客要求事項を考慮しなければならない。厚生労働省の食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）、Codex CAC/RCP 1-1969（国際実施規格勧告－食品の一般原則）、FSSC22000 PRP 基準文書 ISO/TS22002 シリーズ（食品安全のための前提条件プログラム）に実施すべき内容が記載されているので、参考にさせていただきたい。



(出勤時のブラッシングとローラー掛け)

### 【健康診断】

労働安全衛生規則第 43 条で、常時使用する労働者を雇い入れる時には、医師による健康診断の実施。44 条に、一年以内ごとに 1 回、定期的に一般項目について医師による健康診断を行わなければならないとある。ガイドラインには、食品取扱者の健康診断は、「食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと」とあり、健康診断の一般項目に加えて、検便の実施が必要と思われる。また、保健所から検便実施の指示があった場合はその指示に従わなければならない。

### 【日々の健康チェック】

体温の測定は出勤前に自宅で行うか、又は入社直後に実施する。入社直後、健康チェックを実施し記録する。発熱の基準は、37.5℃以上。法令「感染症法」に「発熱とは体温が 37.5℃以上を呈した状態をいい、高熱とは体温が 38.0℃以上を呈した状態をいう」とあり、発熱基準の根拠になる。健康チェックは、「ガイドライン」に従い次の項目を自己チェックする。①黄疸 ②下痢 ③腹痛 ④発熱（退勤時もチェック） ⑤発熱にともなう喉の痛み ⑥皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの（火傷、切り傷等）。⑦病的な耳、目又は鼻からの分泌 ⑧吐き気、嘔吐 ※皮膚に外傷があって⑥に該当しないものを従事させる際は、当該部位を耐水性の有する被覆材で覆う事。

紛失した場合の対応のため、金属検出機で検知可能な被覆材等を使用すべきである。尚、被覆材使用の許可と確認、作業後の紛失有無の確認等のマニュアルは事前に決めておかなければならない。その他の項目として、コンタクトレンズやメガネ（出勤時：装着、破損無し等。退勤時：紛失無し、部品の欠落無し等）、爪の長さのチェックも合わせて実施する（長い者は、その場で切る）。

日々の健康チェックのマニュアル作成時に、「異常時の対応」も決めておくことが必要である。

この事は、すべてのマニュアル（手順書）に共通する重要な事項であるので、以降「以心草紙」の、「マニュアル」の章で取り上げる。

ガイドラインは以下のように規定している。

「食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）第 18 条第 1 項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、同条第 2 項に基づき、食品に直接接触する作業に従事させないこと。」新型コロナウイルス対策も視野に入れ、施設へ入場する前に、手指の「洗浄・殺菌」を行うことが望ましい。やむを得ない場合は、アルコール等による「手指の殺菌」を代替として実施することは必須となる。

#### 【更衣前の衛生チェック】

健康チェックで問題が無いことを確認した後、更衣室に入室する前に、次の事を実施する。

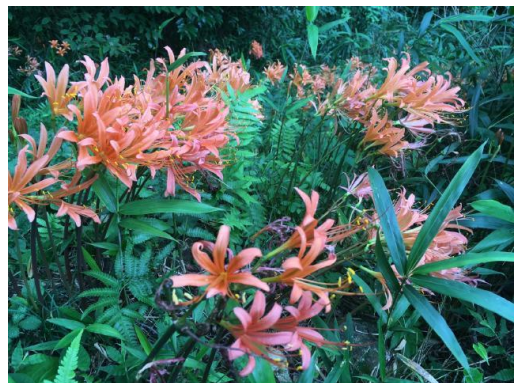
- ① 頭髪のブラッシング：毛髪混入異物防止のため、抜けたまま留まっている髪、これから抜け落ちる頭髪をブラッシングで除去する。
- ② 上半身、下半身のローラー掛け：ブラッシングで付着した頭髪と、外部から持ち込んだ異物を除去する。

③ 眉毛のテープチェック：防護具の使用が難しいので、抜けた毛や、抜けそうな毛をテープで除去する。（専用のテープが販売されているが、前職では赤色のセロファンテープで代用した。  
赤色：異物混入防止対策）

④ 中履きの裏のごみ等の除去：一連のチェック場所に粘着マットを敷く。その上でチェックをすることで、中履きの裏のごみを取る。また、粘着マットで落下した頭髪の拡散を防止する。

#### 【更衣室（ロッカールーム）】

一連のチェック（検温、健康、ブラッシング等）を行った後、更衣室で私服から作業着に着替えることになる。着替えの時に注意しなければならない事は、私服と作業着のクロスコンタミ（交差汚染）である。ローラー掛けを行ったとしても、外部の汚れを全て取り除くことはできない。私服は、異物等で汚れたモノとして、取り扱わなければならない。作業着と私服を別々のロッカーに収納できるのであれば問題ないが、一つのロッカーに収納する場合は、内部を上下に分け、上の段に作業着、下の段に私服を。または、内部を左右に分ける事ができるように仕切りを取り付ける。あるいは、私服をカバー等で包んで、同じロッカーに入れる等の工夫が必要になる。



（山口県 秋吉台：オオキツネノカミソリ）

特に注意をしなければならない点は、更衣中に落下した異物である。落下した異物を中履きの裏に付着させたまま、作業場に持ち込まないようにしなければならない。これには作業室前に粘着マットを置くなどして対応する。更衣室に、スノコを敷く又は、靴を脱いだ状態で更衣室に入るような構造にするなどの対策を取ることを推奨する。

#### 【作業着】

作業着及び保護着については、ISO/TS22002-1：2009の13章13.4項に詳細に規格として記載されている。要約して記述する。規格には作業帽の記述は出てこないが、作業帽も同様である。

- ・目的に適った清潔でよい状態の作業服を着用
- ・他の目的に使用しない
- ・ボタンと腰より上の外ポケットは不可（食品防御の為、全てのポケットは不可とする）
- ・定期的に洗濯する
- ・食品等を汚染させないように被覆する
- ・毛髪、ひげは完全に覆う
- ・清潔な手袋を使用

（ラテックス製は避ける：アレルギーの問題）

- ・靴は、完全に覆われ、非浸透性であること
- ・個人用の保護装置は、汚染を防止し衛生状態を保守すること

※頭髪落下防止は、帽子着用前の対策（例えばヘアネット、長髪の対応等）が必要となる。



（山口県 秋吉台：ボタンクサギ）

現在、上記内容を取り入れた作業着・作業帽が、各メーカーから販売されている。作業着は、異物付着防止の為、個人の家で洗濯させてはならず、専門の業者を利用する。自社に洗濯設備を有する組織は、手順等を決めて作業着の洗濯を行う事。

#### 【手洗い】

手洗いは衛生の基本。手指の殺菌・消毒については、ISO/TS22002-1：2009の13章13.7項人の清潔度に規格要求として記載されている。

- ・あらゆる食品を取り扱う前
- ・トイレの直後、鼻をかんだ直後
- ・汚染された（可能性も含めて）材料等を取り扱った直後

手洗いは、汚れを残すことなく効率的に行わなければならない。特に注意をしなければならない部分は、親指の付け根、手首、指と指の間、そして爪の先である。水で流した後、洗剤で指を一本ずつ丁寧に洗った後、ブラシを使用する。一般の洗浄と同様、綺麗な部分から洗う。人の手で、最も綺麗な部分は、利き手ではない手の甲である。

そこから順番に、利き手の甲、手のひら、指の間、そして最後は利き手の爪の先である。手指の洗浄と同じくらいに重要な事がある。それは、濯ぎ。大規模病院の看護師の手荒れを調査したところ、手荒れのある人の大部分は「濯ぎ不足」が原因であったとの報告書を目にした。濯ぎで、洗剤の成分を落とし切っていなかったために、手荒れが発生し、更に、職業柄、手指の洗浄と殺菌を頻繁に行う（洗浄後の濯ぎ不足も同時に発生）ことにより悪化させていたとあった。濯ぎの重要性を説いた内容であった。食品等を取り扱う我々も同じである。作業終了後の手指の保護も重要であることを従事者に理解していただく必要がある。